

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年10月14日

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 福永 伸一



1. 競争入札に付する事項

- (1) 業務名称 沖縄労働局建築物法定点検業務
- (2) 業務期間 契約締結日から平成28年12月28日(水)まで
- (3) 業務場所 沖縄県那覇市おもろまち1-3-25(那覇公共職業安定所)外6箇所
- (4) 業務内容 沖縄労働局が所有する建築物(庁舎及び宿舍)に係る法定点検を実施する。
法定点検とは建築基準法第12条第2項及び第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項及び第2項に基づく建築物、昇降機以外の建築設備及び防火設備の点検とする。詳細については仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加できる者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされている九州沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料を滞納していない者であること。
- (4) 社会保険に加入しており、かつ社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数50人未満の企業は除く)
- (6) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (7) ①「次世代育成支援対策推進法」②「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数①は101人未満②は301人未満の事業主は除く)

3. 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先等

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館3階
沖縄労働局総務部総務課会計第2係 山入端 電話 098-868-4003

(2) 入札説明書の交付期間

平成28年10月14日(金)から平成28年10月27日(木) 9:00 ~ 17:00
随時(※土日、12:00~13:00を除く)

(3) 競争参加資格確認関係書類の提出期限及び場所

入札を希望する者は、仕様書の交付を受け、平成28年10月27日(木) 17:00までに入札参加申込みを終了すること。また、下記4により紙入札を希望する者は、「入札参加申込書」を上記(1)に提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

平成28年10月28日(金) 9:00~12:00 上記(1)の場所

(5) 開札の日時及び場所

平成28年10月28日(金) 14:00

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館 3階 相談室2

4. 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 積算内訳書の作成の要否 要

(7) 詳細は入札説明書による。